

新規に奨学金を申請する方の手続きについて

平成 27 年度から新規に奨学金の借用を希望する方は、以下の手続きにより申請を行って下さい。現在、「第二種」を借用しているが、「第一種」に変更したいという方等も申請できます。

1. 説明会に参加

新規に奨学金を申請する場合の手続きについて、以下のとおり説明会を行いますので、対象者は必ず参加してください。

- ・日時：平成 27 年 4 月 8 日（水） 12：15～13：00
- ・場所：学生センターC 棟 GC1 大講義室

2. 書類を提出する。

- ・提出期間

① 4月13日（月）～4月17日（金）
② 5月 7日（木）～5月 8日（金）
- ・受付時間

① 10時00分 ～ 10時30分
② 11時30分 ～ 13時00分
③ 14時00分 ～ 15時00分
- ・提出場所 学生センターA棟学生控室（G1 大教室の隣です）
- ・提出書類（例外なく以下の 6 種類の書類を全て提出する事になります）
 - ①「スカラネット入力用紙」（全ての質問に回答を記入したものを提出（チェック後返却））
 - ②「確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書」
 - ③市町村発行の所得証明書（現在発行できる最新の証明書を両親分について提出）
 - ④個別の所得を証明する書類（源泉徴収票や確定申告書類等を両親分について提出）
→ 詳細についてはこちらを参照
 - ⑤奨学金が振り込まれる口座の通帳の写し
 - ※1. ゆうちょ銀行、農協、ネットバンク等は奨学金振込用口座として指定できません。
 - ※2. 通帳は「銀行・支店名」「口座番号」「口座名義人」が分かる部分をコピーして下さい。

3. パスワードを受け取る。

提出期間内（5月8日（金）まで）に書類を提出し、点検を受けた学生にだけパスワードを交付します。

4. スカラネットにアクセスし全ての項目に入力する。

- ・スカラネットアドレス <http://www.sas.jasso.go.jp>
- ・入力完了期限

2015年5月10日（日）午後11時

☆入力できない時間帯があるので注意すること→午前1時～午前8時
☆2015年5月10日（日）午後11時を過ぎて入力完了したものは受理されません。
☆「スカラネット入力下書き用紙」どおりに入力すること。
☆入力中にトラブル等が起きた場合は、学生支援課奨学グループに申し出ること。

5. インターネットでの申し込みが終わったら

- ・「受付番号」が表示されるので、必ずメモを取っておくこと。
- ・7月上旬採用者の発表、7月10日（金）に奨学金の初回振り込み

7. 返還誓約書の提出

採用後に「返還誓約書」を提出することで奨学生として本採用となります。7月末頃に関係書類を配付し、8月下旬が提出締切となります。詳細は掲示等により連絡しますので、掲示等に注意してください。手続きを怠った者は奨学生資格が廃止になります。

《個別の所得を証明する書類》

※以下は該当する事項がある場合必ず提出しなければなりません。該当している方で書類を提出しない場合申請は受理できません。

☆該当する書類は必ず提出（コピーを提出）

両親が該当する事項	証明書類	発行先等
☆給与所得者の場合	平成26年分給与所得の源泉徴収票	勤務先
☆転職又は新たに就職した場合（平成26年1月以降に）	年収見込証明書又は最近の給与明細書（3ヶ月分）	勤務先
☆年金（恩給・老齢・遺族・母子障害年金等）受給者の場合	平成26年分源泉徴収票 又は同年中の年金振込通知書 又は年金改定通知書 ※平成26年1月～12月の受給額がわかるもの	手元保管
☆商・工・農・林・水産業等所得者の場合 ☆その他の職業、雑所得がある場合	平成26年分所得税確定申告書（第一表・第二表とも） 又は平成27年度県・市町村民税申告書	税務署又は市区町村
☆雇用保険受給者の場合	雇用保険受給資格者証 ※受給期間がわかるもの	手元保管
☆生活保護受給者の場合	保護開始（変更）通知書又は生活保護受給証明書（コピーを提出） ※受給金額が明示されたもの	福祉事務所
☆児童手当受給者の場合	支払決定通知書等役場等より交付されたもの ※紛失した場合は役場等に再発行を依頼して下さい。	手元保管
☆児童扶養手当受給者の場合	児童扶養手当受給者証	手元保管

※以下の書類は任意での提出となります。該当する方でも必ず提出しなければならないわけではありません。

★同一生計を営んでいる世帯員（主たる家計支持者含む）の中に該当者がいる場合

※所定の金額を所得から控除できます

同一世帯員に該当者がいる場合	証明書類	発行先等
★障害者がいる場合	身体障害者手帳（コピー）	該当者保管
★単身赴任者の場合	別居のために特別に支出している住居費・光熱水量費等の支払いを証明できるもの（領収書のコピーを提出。必須ではありません）	手元保管
★長期療養（6ヶ月以上）者がいる場合	初診日及び申請時現在も療養中であることを明記した診断書及び医療機関からの領収書（申請前1年以内のものコピーを提出）	該当者保管
★災害等の被害があった場合（申請前1年以内）	り（被）災証明書、修復証明書、領収書等 ※東日本大震災による被災者を除く	市区町村等

☆東日本大震災により被災された方（任意）

※震災復興枠として採用される場合があります。

該当者	証明書類	発行先等
☆右記証明書が発行された方	り（被）災証明書（コピー可） 死亡診断書等（家計支持者が行方不明もしくは亡くなった方） 雇用保険受給者証等（震災により失業された方）	該当者保管

連絡先：岩手大学学生支援課奨学グループ

〒020-8550 岩手県盛岡市上田3-18-34

Tel : 019-621-6062 , Fax : 019-621-6066

e-mail : gseikatu@iwate-u.ac.jp